

個別付議基準

物流施設誘導地区における建築物

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、物流施設誘導地区における建築物について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議することができるものとする。

記

1 用語の定義

この基準における用語の意義は、次に定めるもののほか、都市計画法（以下「法」という。）の例による。

(1) 物流施設誘導地区

さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針（以下「基本方針」という。）により、指定された区域をいう。

(2) 特定流通業務施設

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（以下「物流総合効率化法」という。）第4条第2項に規定する総合効率化計画に記載された同法第2条第3号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち、同条第6項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第2条第2項に規定する倉庫業の用に供する同条第1項に規定する倉庫であること。

2 申請者

申請者は、基本方針に適合する者であって、物流総合効率化法第4条第1項に規定する総合効率化計画の一の申請において、流通業務総合効率化事業を実施しようとする者（特定流通業務施設を整備する者のみの場合を除く。）であること。

3 申請地

申請地は、物流施設誘導地区内の土地であって、車両の主な出入口が面する道路に予定建築物の敷地の外周長の6分の1以上が接していること。

4 予定建築物

予定建築物は、基本方針に適合する特定流通業務施設（物流総合効率化法第4条第5項に規定する照会を受けていない流通業務以外の利用形態を含む建築物を除く。）であること。

5 敷地内緑化

さいたま市みどりの条例第19条に規定された協議において、さいたま市緑化指導基準に適合したものであること。なお、当該協議に関しては、建築物の敷地外周部を高さ3メートル以上の樹木などで緑化するように努めること。

6 その他

他の法令及び条例による許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けられるものであること。

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。（平成24年3月19日 都市局長決裁）

さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針

(平成24年3月28日市長決裁)

1 目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災での経験を踏まえ、災害時における物資・物流を確保するとともに、本市の財政基盤の強化、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を図るため、新たな物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針を定める。

2 基本的考え方

災害に強い産業基盤の整備に資するため、効率的で環境負荷が少なく、優良農地の保全とバランスのとれた物流施設の誘導を図る。

首都圏における甚大な災害発生時に、物資・物流面での地域貢献が可能となる機能を有する物流施設の集積をめざす。

東日本の交流拠点都市としての機能を高めるため、前項の物流施設と併せ、新たに本社の立地を図る。

3 物流施設誘導地区指定区域

前記2の基本的考え方及び物流に適した交通アクセスの要件を総合的に勘案し、平成23年8月末時点において既存の物流施設が立地し、市街化が進行している別紙の区域を指定する。

4 立地誘導の要件

前記2の基本的考え方、前記3の物流施設誘導地区指定区域に基づく立地誘導は、次の要件を全て満たす企業を対象とする。

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画による特定流通業務施設であること。

上記の特定流通業務施設と併せ、本社を市内適地に立地する企業であること
防災機能（耐震・浸水対策等）を確保した上、災害時の協定締結を行える企業であること。

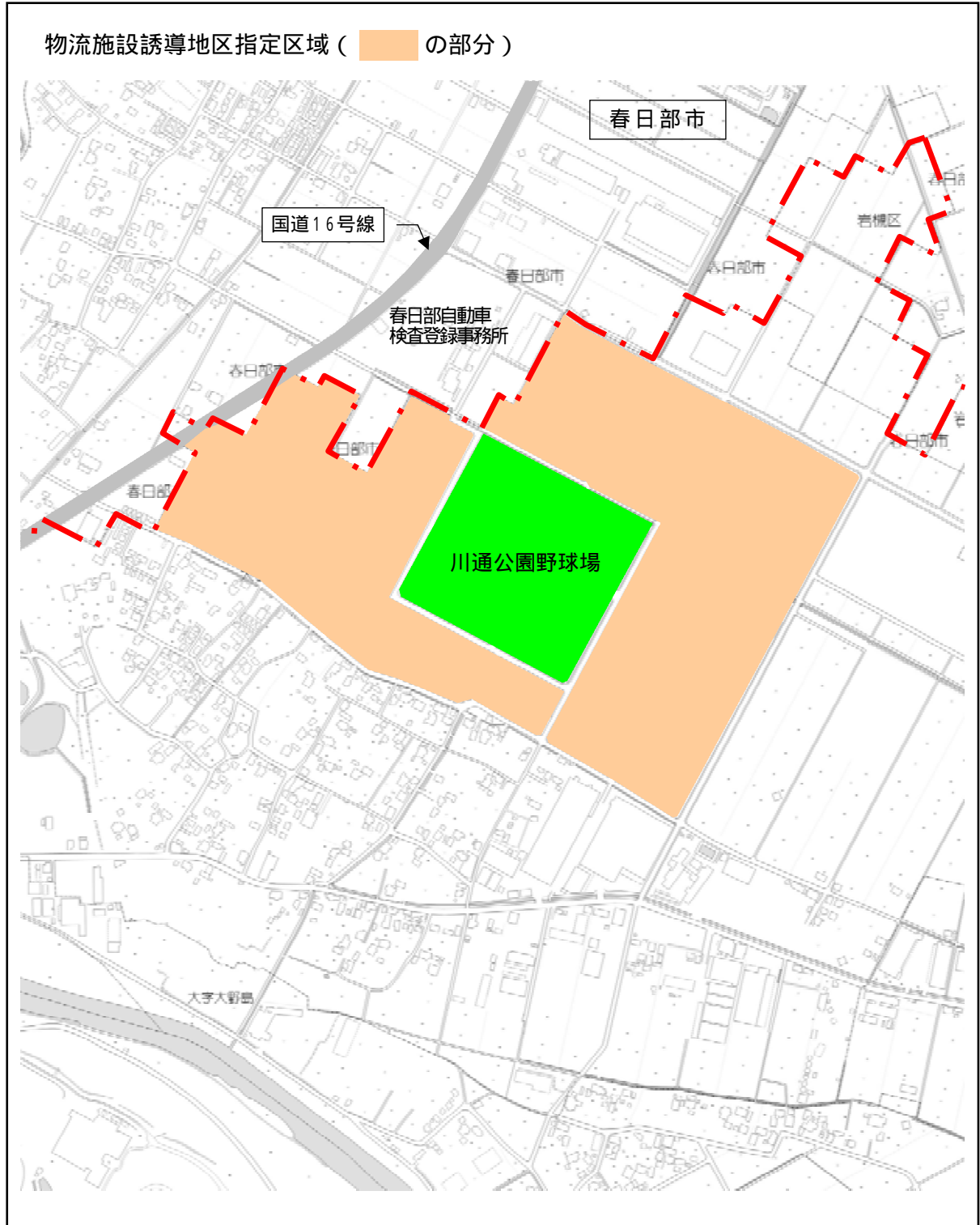
附則

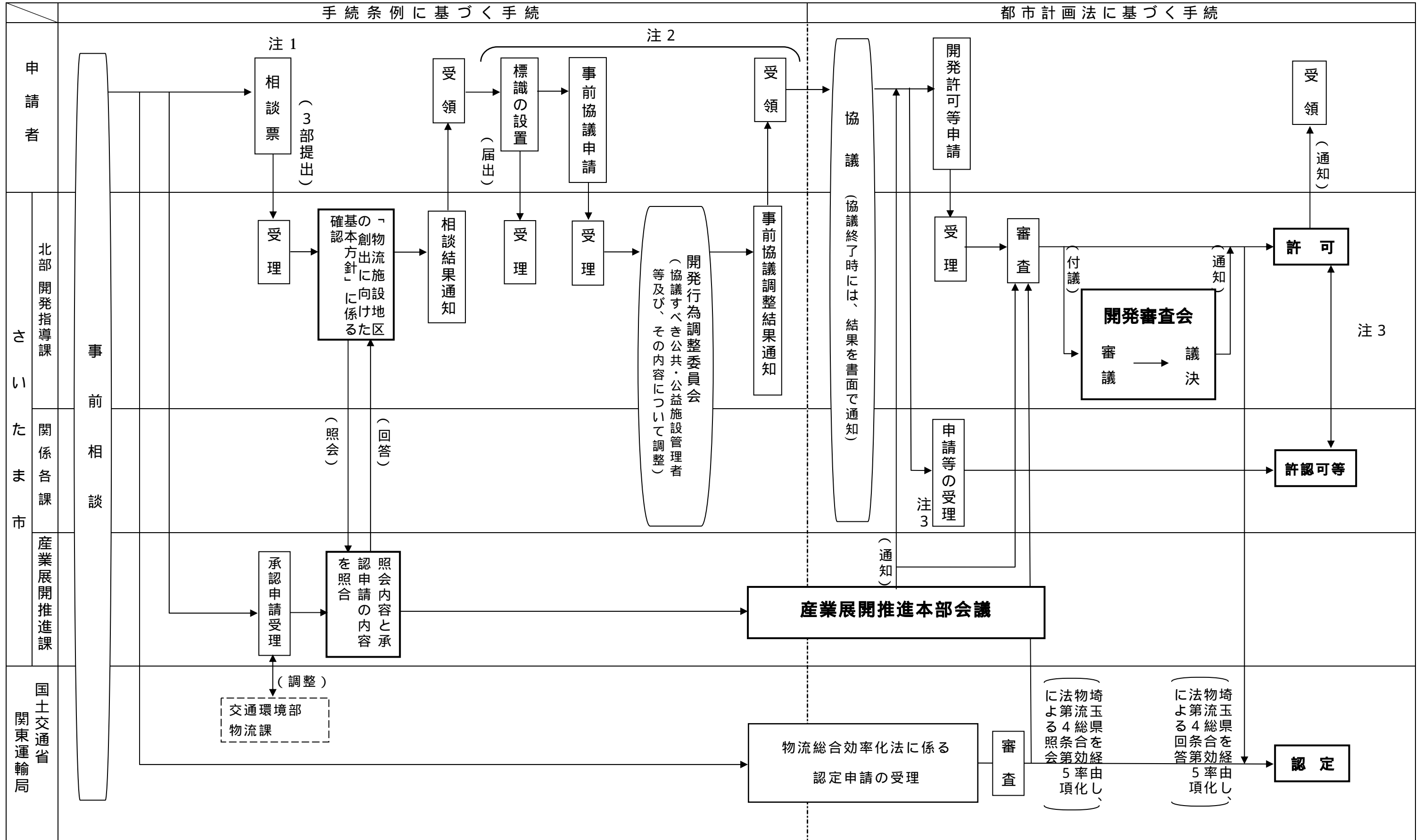
この方針は、平成24年4月1日から適用する。

別 紙

さいたま市物流施設誘導地区の創出に向けた基本方針

物流施設誘導地区指定区域 約 30 ha





注 1：中高層建築物及び大規模開発等に係る紛争防止及び調整に関する条例の手続きが必要になる場合があります。

注 2：法第 43 条建築許可の場合、上記の範囲内の手続は不要ですが、既存の公共施設や内容に応じて公共公益施設管理者等に確認してください。

注 3：他法令と並行処理となります。(例：農地転用許可)